

# ウェスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 役員・従業員の皆さまへ

## 団体医療保険制度

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険、傷害総合保険、所得補償保険、ゴルファー補償)

WEBでの  
お手続きに  
なりました!



© JAPAN-DA

弁護士費用  
総合補償  
(P11~)



医療補償  
(P6)



ゴルファー  
補償(P10)



特定生活  
習慣病(P7)



団体割引  
15%!!

個人賠償責任  
(P9)

介護一時金  
(P7)

所得補償  
(P9)



傷害補償  
(P9)



先進医療  
(P8)



【新・団体医療保険、所得補償保険、傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、新・団体医療保険、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

保 険 契 約 者	ウェスタンデジタルテクノロジーズ合同会社
加 入 対 象 者	ウェスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 役員・従業員の皆さま
被 保 険 者	ウェスタンデジタルテクノロジーズ合同会社の役員・従業員またはその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、および同居の親族を被保険者としてご加入いただけます。 ※退職者の方はご退職時にご在職中1年以上継続して団体医療保険制度にご加入されていた方およびそのご家族
保 険 期 間	2026年1月1日 午後4時 ~ 2027年1月1日 午後4時まで
募 集 期 間	2025年9月11日 ~ 2025年10月10日 (中途加入も可能です! 毎月20日締切、翌月1日始期)
お問い合わせ先 (取扱代理店)	株式会社JALUX保険サービス 0120-21-8011 ※二次元コードからもお問い合わせが可能です!



### 2026年 新規・追加加入のご案内

- ・新規、変更、追加加入、脱退 ⇒ WEBでのお手続きが必要です。
- ・前年と同等条件で継続加入の場合 ⇒ 自動継続となりますのでWEB手続は不要です。
- ※「別紙 団体医療保険制度のインターネット手続きサービス」参照

団体医療保険のメリットと概要	・・・p.2
団体医療保険制度 保険金額と保険料	・・・p.3-4
おすすめご加入プラン	・・・p.5
医療補償について	・・・p.6
特定生活習慣病のみ補償特約と介護一時金支払特約について	・・・p.7
先進医療等費用補償特約について	・・・p.8
傷害補償、所得補償、個人賠償責任補償特約について	・・・p.9
ゴルファー補償について	・・・p.10
弁護士費用総合補償(弁護のちから)について	・・・p.11-p.14
ご加入条件・お手続き	・・・p.15
契約概要のご説明、補償内容、用語のご説明、 注意喚起情報のご説明、お問い合わせ先	・・・p.16-p.37

## 団体医療保険制度のメリット

- 制度保険ならではのとても割安な保険料(団体割引15%)
- 天災によるケガや国内外での病気やケガなど充実補償  
ニーズに合わせ各種特約:所得補償保険・個人賠償責任補償特約・先進医療等費用補償特約もご用意しております。
- 補償内容や保険金額をライフプランに合わせて毎年見直すことができます。  
補償別の型と口数の組み合わせでニーズに合わせた合理的な設計ができます。
- 在職中にご加入いただければ、退職後も引き続きご継続いただけます。  
退職後満79歳までご利用いただけます。

## 保険の概要 詳細につきましては、各項目のページをご参照をお願いします。

		在職中	退職後
保険期間	2026年1月1日から 2027年1月1日		
加入対象者	ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 役員・従業員の皆さま	ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 ご退職者の皆さま	
被保険者	ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社の役員・従業員またはその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、および同居の親族	ご退職された方で、ご退職時にご在職中1年以上継続して団体医療保険制度にご加入された方およびそのご家族の方	
保険料払込方法	月払	一時払	
基本補償	医療補償	病気・ケガによる入院・手術・通院を補償します。	
	傷害補償	ケガによる死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。	
	所得補償	病気やケガにより継続して長期に就業不能になった場合に補償します。	お取り扱いはありません。
特約補償	個人賠償責任補償	日常生活で生じた偶発的な事故により、他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に補償します。	
	介護一時金	疾病や傷害等により要介護状態区分の要介護2から5に該当した場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、その状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に介護一時金保険金額を支払います。	
	弁護士費用総合補償	被保険者が被った、1から5(P11-14参照)までのいずれかに該当するトラブルについて、保険金請求権者が、事前に損保ジャパンの同意を得て保険期間中に弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、保険金を支払います。	
	ゴルファー補償	プレー中の思わぬケガや第三者への賠償事故を補償します。その他、ゴルフ用品の損害やホールインワン達成時の記念品購入費用を保険金として支払います	

## SOMPO 健康・生活サポートサービス



SOMPO 健康・生活サポートサービスは、この団体医療保険制度にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

【連絡先】 2026年1月1日始期契約の加入者カードに記載されております。加入者カードをご参照ください。  
加入者カードは、別途、ヒューマンリソースから配布します。

### サービスメニュー

- 健康・医療相談サポートサービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 介護関連相談サービス
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)  
一般的な法律・税金に関する相談に弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- こどものお悩みほっとライン

### ●メンタルヘルス相談サービス

#### 【利用時間】

平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00

※日・祝日・年末年始(12/29-1/4)を除きます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

### ●メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

#### 【受付時間】24時間・365日

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。  
※URLは加入者カードをご参照ください。

- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。  
(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。  
(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。  
(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。  
(注7)応対者の指名はできません。  
(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。  
(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

# 団体医療保険制度 保険金額と保険料

## 保険契約の概要

- 保険期間 1年(以降1年ごとに更新します)
- 保険金額 ご加入1口あたりの保険金額を記載しています。
- 団体割引 15%
- 保険料 ご加入1口あたりの月払保険料を記載しています。
- 傷害補償(ケガオールリスク) 職種級別 A級
- 天災危険補償特約セット(A型,B型,S型,E型,2E型,F型,Y型の場合)
- ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット(R1~R4型)
- 所得補償保険 対象期間1年 支払対象外期間180日  
精神障害拡張補償特約セット

## 医療補償(病気・ケガ)(P6-8)

		医療補償(病気・ケガ)(P6-8)					
		基本補償		医療補償のオプション補償			
		A型	B型	C型	D型	S型	K型
補償の対象となる場合		病気・ケガ(天災)による入院(1日目から補償)	病気・ケガによる通院(病気の場合は、継続して4日を超えて入院し、その退院後の通院が対象)	特定生活習慣病による入院(特定生活習慣病のみ補償特約セット)(1日目から補償)	(特定生活習慣病による退院後の通院(特定生活習慣病のみ補償特約セット))	先進医療や臓器移植術に係る費用	被保険者が所定の要介護状態となった場合
1口あたりの保険金額	入院保険金	日額 1,000円	-	日額 1,000円	-	先進医療 500万円	介護一時金 100万円  被保険者は、どなたでもご加入いただけます。
	手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	-	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	-		
	通院保険金	-	日額 600円	-	日額 600円		
	死亡保険金	-	-	-	-		
	後遺障害保険金	-	-	-	-		
加入条件		1口~20口の範囲内でご加入ください。	A+B でご加入ください。  1口~A型の口数以下	A+CまたはA+B+C でご加入ください。  1口~A型の口数以下	A+B+C+D でご加入ください。  1口~B型 かつC型の口数以下	A+Bでご加入ください。  1口のみ 1口~3口以下	
1口あたりの月払保険料	ご加入者の満年齢	A型(円) 基本補償	B型(円) 通院補償	C型(円) 特定生活習慣病入院補償	D型(円) 特定生活習慣病通院補償	S型(円) 先進医療	K型(円) 介護一時金
	0~19歳	160	150	20	10	50	10
	20~24歳	160	150	20	10	50	10
	25~29歳	180	150	20	10	50	10
	30~34歳	210	150	30	10	50	10
	35~39歳	210	160	30	10	50	10
	40~44歳	220	160	40	10	50	20
	45~49歳	260	160	60	10	50	50
	50~54歳	300	170	90	10	50	100
	55~59歳	390	190	140	20	50	200
	60~64歳	500	210	200	30	50	390
	65~69歳	720	230	280	50	50	670
	70~74歳	1,030	260	410	50	50	1,420
75~79歳	1,430	300	590	70	50	2,980	

ゴルファー補償(P10)	型名	ゴルファー自身の身体傷害				
		死亡	後遺障害	入院日額	手術	通院日額
	R1型	500万円	左記金額の100%~4%	7,500円	外来:入院保険金日額の5倍 入院:入院保険金日額の10倍	5,000円
	R2型	400万円		6,000円		4,000円
	R3型	300万円		4,500円		3,000円
R4型	300万円	3,000円		2,000円		

# 保険始期日時点(2026年1月1日)での満年齢でご加入ください。

- ・保険料は、保険始期日(中途加入の場合は中途加入日)時点の満年齢による保険料となります。
- ・契約は、1年後ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

傷害補償(ケガオールリスク)(P9)			傷害補償(交通傷害のみ)(P9)			所得補償(P9)	個人賠償(P9)		弁護士費用 総合補償 (P11-14)			
死亡補償あり		死亡補償なし	死亡補償あり		死亡補償なし	(ご本人さまのみ加入可能)						
E型	2E型	F型	G型	2G型	H型	Y型	X(XE)型	Z(ZE)型	V(VE)型			
急激かつ偶然な 外来の事故による ケガ(天災)			交通事故によるケガ (交通傷害危険のみ補償特約セット)			病気・ケガ(天災)による 就業不能時の所得補償	第三者への賠償事故 (対人・対物) ※日本国内 示談交渉サービス付き		法的トラブル があった場合の弁護 士費用			
日額 1,500円	日額 15,000円	日額 1,500円	日額 1,500円	日額 15,000円	日額 1,500円	所得補償 保険金額 月額 10万円	支払限度額 3億円	支払限度額 1億円	弁護士費用 通算300万円限度 (自己負担割合 10%) 法律相談・ 書類作成費用 通算10万円限度 (自己負担額 1,000円)			
入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来手術:入院保険金日額の5倍			入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来手術:入院保険金日額の5倍							ご加入人数は1~5口の 口数でかつ保険金額が ご加入直前12か月にお ける所得の平均月間額 の40%以内となるようお 申込みください。		
日額 1,000円	日額 10,000円	日額 1,000円	日額 1,000円	日額 10,000円	日額 1,000円	※所得補償保険の保険 料は毎年加入者の年 齢・保険金額・職種によ り算出します。そのため 前年度と保険料が異な る場合があります。						
100万円		2,000万円	-	100万円	2,000万円	※ご本人が A型・E型・2E型・F型・の いずれかにご加入の場合のみ、 ご加入いただけます。 E型・F型にセットの場合は 個人賠償<XE型>><ZE型> 弁護士費用<VE型> と表記されます。						
障害の程度に応じて 死亡保険金額の4%~100%		障害の程度に 応じて後遺障 害保険金額 (100万円)の 4%~100%		障害の程度に 応じて後遺障 害保険金額 (100万円)の 4%~100%		E型・(2E型)・F型の いずれか 1つお選びください。						
※死亡保険金と後遺障害保険金は合 計して、保険期間を通じ上記死亡保険 金額を限度とします。		※死亡保険金と後遺障害保険金は合 計して、保険期間を通じ上記死亡保険 金額を限度とします。		※死亡保険金と後遺障害保険金は合 計して、保険期間を通じ上記死亡保険 金額を限度とします。		G型・(2G型)・H型の いずれか 1つお選びください。						
1~10口の 範囲内		1口のみ	1~10口の 範囲内		1口のみ	1~10口の 範囲内		従業員ご本人さまのご加入で 家族全員が補償対象(P27)				
E型(円) 傷害補償 (死亡あり)	2E型(円) 傷害補償 (死亡あり)	F型(円) 傷害補償 (死亡なし)	G型(円) 交通傷害 (死亡あり)	2G型(円) 交通傷害 (死亡あり)	H型(円) 交通傷害 (死亡なし)	Y型(円) 所得補償	X型・XE型 個人賠償 (円)	Z型・ZE型 個人賠償 (円)	V型・VE型 弁護士費用 (円)			
530	自動 経続の み 新規 募集 不可	500	160	自動 経続の み 新規 募集 不可	150	110	160	自動 経続の み 新規 募集 不可	730			
530		500	160		150	230	160		730			
530		500	160		150	290	160		730			
530		500	160		150	400	160		730			
530		500	160		150	570	160		730			
530		500	160		150	800	160		730			
530		6,440	500		160	1,860	150		1,000	160	150	730
530		500	160		150	1,230	160		730			
530		500	160		150	1,350	160		730			
530		500	160		150	1,510	160		730			
530		500	160		150	1,470	160		730			
530		500	160		150	-	160		730			
530		500	160		150	-	160		730			

ゴルフ用品の損害	ホールインワン・ アルバトロス	ゴルフ中の賠償責任	月払保険料
30万円	100万円	1億円	1,520円
20万円	50万円		830円
20万円	30万円		570円
10万円	20万円		370円

・医療補償・所得補償は介護医療保険料控除の対象になります。  
ただし、個人賠償責任補償特約、弁護士費用総合補償特約の保険料を除きます。(2025年6月現在)

# おすすめご加入プラン

	補償の対象	型	補償の内容	保険金額				
				ご本人プラン		ご家族プラン		
				医療充実プラン ①	スタンダードプラン ②	スタンダードプラン ③	シンプルプラン ④	
1	入院	病気・ケガ	A	病気やケガ(天災)で入院したとき	日額 10,000円	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 5,000円
2		特定生活習慣病	C	特定生活習慣病で入院したとき	日額 10,000円	日額 5,000円	日額 5,000円	—
3		ケガ	E	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(天災)で入院したとき	日額 4,500円	日額 4,500円	日額 4,500円	日額 1,500円
4	手術	病気・ケガ	A	病気やケガで所定の手術を受けられたとき	手術の種類に応じて 10万円・5万円	手術の種類に応じて 5万円・2.5万円	手術の種類に応じて 5万円・2.5万円	手術の種類に応じて 5万円・2.5万円
5		特定生活習慣病	C	特定生活習慣病で所定の手術を受けられたとき	手術の種類に応じて 10万円・5万円	手術の種類に応じて 5万円・2.5万円	手術の種類に応じて 5万円・2.5万円	—
6		ケガ	E	ケガで所定の手術を受けられたとき	手術の種類に応じて 4.5万円・2.25万円	手術の種類に応じて 4.5万円・2.25万円	手術の種類に応じて 4.5万円・2.25万円	手術の種類に応じて 1.5万円・7.5千円
7	通院	病気・ケガ	B	病気やケガで通院したとき(病気の場合は、継続して4日を越えてして入院し、その退院後の通院が対象)	日額 6,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円
8		特定生活習慣病	D	特定生活習慣病で入院し、退院後に通院したとき	日額 6,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	—
9		ケガ	E	急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(天災)で通院したとき	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 3,000円	日額 1,000円
10	死亡	ケガ	E	ケガ(天災)で亡くなったとき	300万円	300万円	300万円	100万円
11	後遺障害	ケガ	E	ケガ(天災)で後遺障害が残ったとき	後遺障害の程度に応じて死亡保険金額の4%~100%			
12	介護	介護一時金	K	病気・ケガで被保険者が要介護状態となったとき	一時金 300万円 (口数によって異なります。)			
13	賠償責任	第三者への賠償事故	X	日常生活で他人をケガさせたり、他人の財物を壊したりしたこと、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって法律上の賠償責任を負担したとき	1事故につき3億円 ※国内示談交渉サービス付			

## おすすめご加入プラン加入年齢に応じた月払保険料(1人あたり)

加入年齢 (満年齢)	保険料			
	ご本人プラン		ご家族プラン	
	医療充実プラン①	スタンダードプラン②	スタンダードプラン③	節約プラン④
0歳~14歳	—	—	3,320円	2,080円
15歳~19歳	5,180円	3,480円	3,320円	2,080円
20歳~24歳	5,180円	3,480円	3,320円	2,080円
25歳~29歳	5,380円	3,480円	3,320円	2,080円
30歳~34歳	5,780円	3,780円	3,620円	2,330円
35歳~39歳	5,880円	3,830円	3,670円	2,380円
40歳~44歳	6,110円	3,960円	3,800円	2,430円
45歳~49歳	6,800円	4,350円	4,190円	2,630円
50歳~54歳	7,750円	4,900円	4,740円	2,880円
55歳~59歳	9,750円	6,050円	5,890円	3,430円
60歳~64歳	12,320円	7,620円	7,460円	4,080円
65歳~69歳	16,560円	10,160円	10,000円	5,280円

## おすすめご加入プランに応じた型および口数

口数		医療補償				傷害補償	介護補償	個人賠償
		A型	B型	C型	D型	E型	K型	X型
口数	医療充実プラン①	10	10	10	10	3	3	1
	スタンダードプラン②	5	5	5	5	3	3	1
	スタンダードプラン③	5	5	5	5	3	3	—
	シンプルプラン④	5	5	—	—	1	—	—

おすすめご加入プラン以外にも、お客さまの家族構成やご予算に合わせて自由な補償設定が可能です。

詳細はp.3-p.4の  
**保険金額と保険料表**をご確認ください。

# 補償ラインナップ

『ライフサイクル』に合わせ必要な補償を毎年見直しできます！

※保険金のお支払方法等重要な事項は、P16以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



## 医療補償 ※病気・ケガによる入通院の備え 加入タイプ:A型・B型

病気・ケガによる入院・手術・通院(病気は退院後の通院)を補償します。  
病気や事故は、いくらご自身で気をつけていても突然やってくるものです。  
入院時の医療費は年々上昇し、自己負担額も高額となっており、多くの方が経済的な不安を感じています。

入院1日目から補償

万が一の際の医療費自己負担額を軽減するためにも基本補償である医療補償へのご加入をおすすめします。

### お支払例

右目白内障の水晶体再手術のため入院し、術後通院した。

A型5口とB型5口にご加入の場合

入院保険金	5日間	25,000円
通院保険金	合計5日間	15,000円
手術保険金	水晶体再術	50,000円

保険金お支払額は・・・ **90,000円**

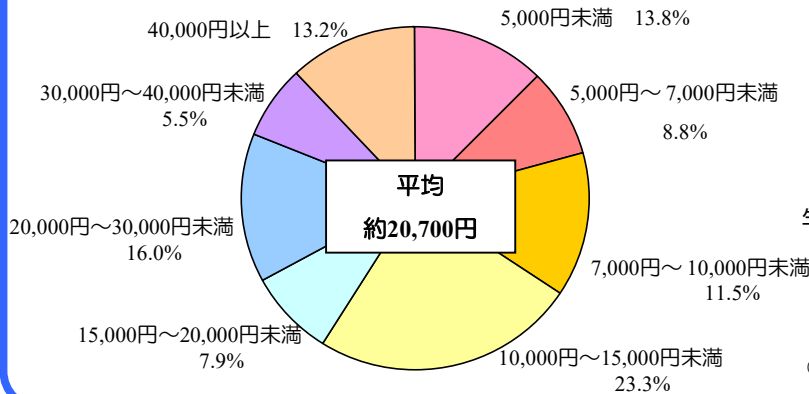
### オプションプラン

先進医療などの  
上乘せプランもご用意しています。



## 医療費ってこんなにかかるんです！！

入院1日あたりの平均自己負担額は平均約**20,700円**！



(注1) 左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(※)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)も含まれます。)

(※) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含まれます。

生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

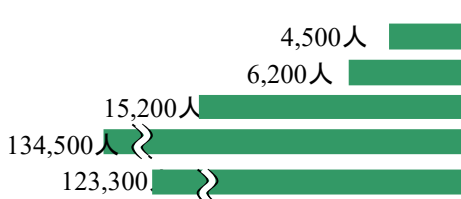
(注2) 高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

( <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/dl/100714a.pdf> )

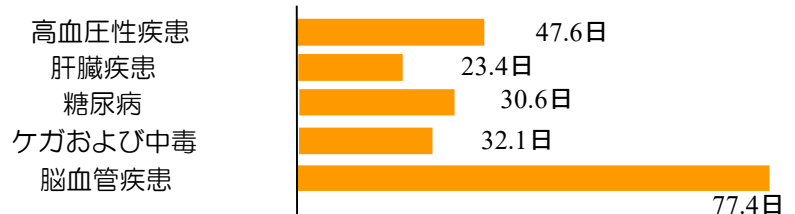
## 病気で入院する人ってこんなに多いんです！！

1人あたりの平均入院日数は平均約**32.3日**！

### 傷病別の推計入院患者数 (単位:人/日)



### 傷病別の退院患者の平均在院日数



〔厚生労働省『患者調査』(令和2年)による〕

平均の負担額と入院日数によると・・・

**20,700円 × 32.3日 = 約668,610円**  
突然の高額出費で家計が大変なことに・・・

# 特定生活習慣病のみ補償特約(オプションプラン)

加入タイプ:C型・D型

## 特定生活習慣病のみ補償特約とは・・・

■がん ■糖尿病 ■心疾患 ■高血圧性疾患  
 ■脳血管疾患(脳内出血・脳梗塞)等の生活習慣病を患ったときにのみお支払いする特約です。

特定生活習慣病のみ補償特約をセットすることで  
 補償内容を限定し、保険料をお安くすることができます。

### (参考)傷病ごとの自己負担金額

傷病名	在院日数(a)	医療費(b)	自己負担額(bの3割)
胃がん	28.5日	1,213,530円	約36.4万円
急性心筋こうそく	19.4日	2,178,140円	約65.3万円
脳梗塞	38.1日	1,162,070円	約34.8万円
糖尿病	21日	504,600円	約15.1万円

出典:全日本病院協会HP 主な疾患で必要な入院期間と医療費を参考に損保ジャパン(株)が試算したもの。

**保険金をお支払いする場合の詳細についてはp.17以降の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。**

# 介護一時金支払特約(オプションプラン) 加入タイプ:K型

## 介護一時金支払特約とは・・・

疾病や傷害などにより公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に介護一時金保険金額(100万円)をお支払いします。

(注) 損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

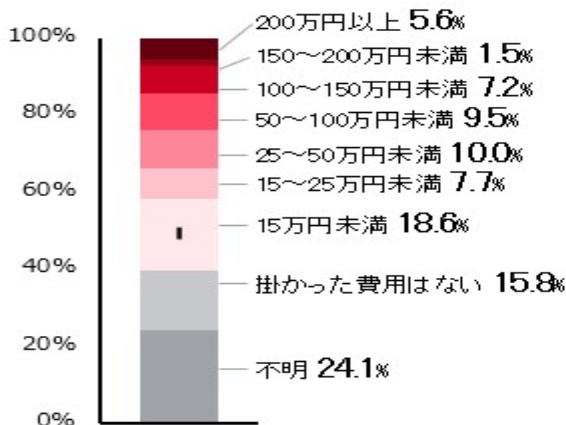
※ 保険金をお支払いした場合、この特約は失効します。

### (参考)介護費用の状況

介護費用は想定以上に高額のため、  
 介護費用への備えは重要です！

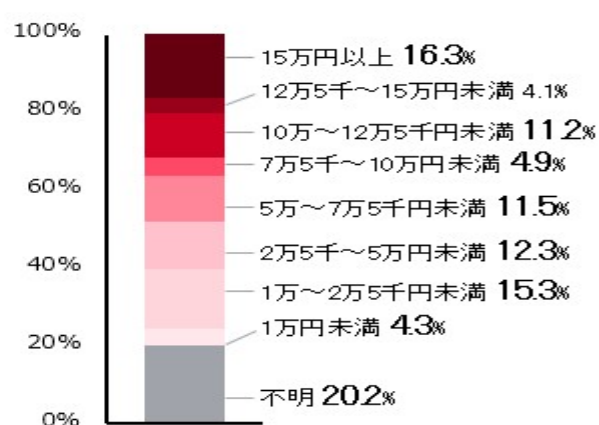
一時的にかかった介護費用

平均 74.4万円



月額介護費用

平均 8.2万円



出典:生命保険文化センター2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」

# 先進医療等費用補償特約(オプションプラン) 加入タイプ:S型

## 先進医療補償とは・・・

病気・ケガにより先進医療等(先進医療および臓器移植術)を受けた場合に、先進医療の技術料や臓器移植に要する費用等をお支払いします。

※先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)

## 先進医療の医療費について・・・

**健康保険の適用対象外のため、その治療費用は全額自己負担となります。**

ただし、通常の治療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)については健康保険適用となります。

先進医療にかかる技術料は、先進医療の種類や病院によって異なります。



## 先進医療を受けた場合の自己負担金の例

肺がんで重粒子線治療を受けて24日間入院した場合

患者自身が負担する金額  
合計3,569,910円

※治療費は、病院や症状によって大きく異なる場合があります。

先進医療に係る  
技術料

全額自己負担

技術料 2,979,990円

健康保険対象となる  
医療費

高額療養費制度対象

入院費用総額 = 224,000円

3割自己負担

自己負担額 = 67,200円

健康保険対象外となる  
費用

全額自己負担

差額ベット代 入院時食事代

自己負担額 522,720円

\* 入院時食事代 18,720円 (1日780円(1食260円×3)×24日)

\* 差額ベット代(個室利用)504,000円 (1日21,000円×24日)

厚生労働省 平成22年6月10日「第57回 先進医療専門家会議 議事次第 平成22年実績報告」  
独立行政法人 放射線医学総合研究所(平成20年12月10日時点)をもとに試算

## 先進医療等費用補償特約の対象となる費用

先進医療は受けられる  
医療機関が限られているため交通費  
の負担も大きくなります！

先進医療技術料※

交通費※

※ 保険証券記載の先進医療等費用保険金額を限度とします。

※ 先進医療を受けるために必要とした病院等までの交通費、  
および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費が対象となります。

## 高額な先進医療技術料と交通費を特約でカバー！

### 主な先進医療とかかる費用

技術名	総金額(円)	先進医療総額(円)	平均入院期間(日)	年間実施人数(人)
陽子線治療	4,152,982,700	3,405,221,700	15.7	1285
重粒子線治療	2,321,286,418	2,176,454,000	5.2	683
抗悪性腫瘍剤治療における 薬剤耐性遺伝子検査	966,456,244	8,683,854	47.3	226
高周波切除器を用いた 子宮腺筋症核出術	89,853,166	31,590,006	10.2	105

出典:厚生労働省「令和3年6月30日時点における先進医療に係る費用」

(注) 治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、お支払いの対象になりません。上記は2025年6月現在、対象である治療を掲載しています。  
※対象となる治療については、保険期間中変更となることがございますのでご注意ください。

## 傷害補償 加入タイプ:E型・F型・(G型・H型)

※G・H型は交通傷害のみ補償となります。

ケガや交通事故は、年齢に関係なく起こりえます。時には大きなケガをして後遺障害が残る場合もあります。傷害補償はその時のために加入しておく保険です。

入院1日目から補償



### 日常のケガに備えて

ケガによる入院・手術・通院・後遺障害・死亡を補償します。

※死亡補償は、E型・(2E型)のみ対象となります。

### 交通事故によるケガに備えて

交通事故による入院・手術・通院・後遺障害・死亡を補償します。

※死亡補償は、G型・(2G型)のみ対象となります。

階段で転倒して、右腕を骨折した。

保険金お支払額は・・・

お支払例

E型5口にご加入の場合

入院保険金	15日間	112,500円
通院保険金	20日間 (ギブス固定期間を含みます)	100,000円

**212,500円**

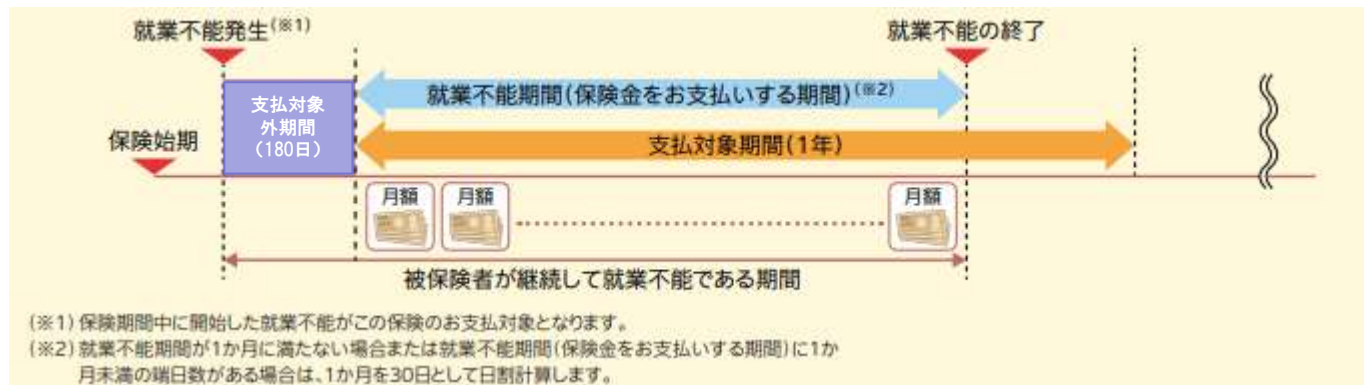
## 所得補償 加入タイプ:Y型

### 病気やケガによる休業に備えて

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、保険期間中にケガまたは病気を被り、その直接の結果として就業不能となった場合に、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

### 保険金の支払イメージ

＜保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間180日＞



## 個人賠償責任補償特約 加入タイプ:X(E)、Z(ZE)型

### 第三者への対人・対物賠償責任に備えて (特約としてセット。単独での加入はできません。)

日常生活で生じた偶然的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



お支払例

男子小学生が、夜間、自転車走行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行者と正面衝突。歩行者は頭部骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。

損害賠償額は・・・ **9,521万円**

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

**自転車保険義務化!**

神奈川県条例  
2019年10月1日施行



「示談交渉サービス」(※)により保険会社が加入者(被保険者)さまに代わって、被害者の方への対応をさせていただきます。

(※) 示談交渉サービスは、日本国内において発生した、個人賠償責任補償特約でお支払いの対象となる事故について、ご利用が可能です。

# ゴルファー補償 加入タイプ:R1~R4型

## ゴルファー補償特約 保険金のお支払いの例

※単独でご加入いただけます。

### ゴルフ中の賠償事故



下記(注1)ご参照ください。

### ゴルフクラブの破損



### ゴルフ中にケガ



### ホールインワン・アルバトロス費用



- 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が誤って他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。  
(注)記名被保険者(申込画面記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)についても被保険者となります。
- ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
  - ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎり)。
  - ② ゴルフクラブの破損・曲損
 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、お支払いの対象となりません。
- 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容は「契約概要のご説明」以降に記載されていますので、ご確認ください。

## ご加入コースと保険金額と月払保険料

(保険期間1年 団体割引15% ゴルフ中みの傷害危険補償特約セット)

補償内容/加入コース		R1型	R2型	R3型	R4型
ゴルフ中の賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円
ゴルファー自身の傷害	死亡	500万円	400万円	300万円	300万円
	後遺障害	上記金額の100%~4%			
	入院保険金日額	7,500円	6,000円	4,500円	3,000円
	手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍		外来の手術:入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額		5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
ゴルフ用品の損害		30万円	20万円	20万円	10万円
ホールインワン・アルバトロス		100万円	50万円	30万円	20万円
月払保険料		1,520円	830円	570円	370円

(注1) 特約補償の個人賠償(X型・Z型)に加入されている場合は、特約との合計金額がお支払いの限度額となります。

# 弁護士費用総合補償(弁護のちから) 加入タイプ:V(E)型

ご自身・ご家族が法的トラブルに巻き込まれた時に備えて

(特約としてセット。単独での加入はできません。)

## “弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

### トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま<sup>(※1)</sup>が遭遇された**トラブルについても対象となります。

### トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

#### ①人格権侵害<sup>(※2)</sup>

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



#### ②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



#### ③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



#### ④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



#### ⑤離婚調停<sup>(※3)</sup>

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

**× 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。**

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

# さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

## Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、  
さまざまな法的トラブルが起きています。

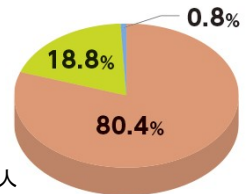
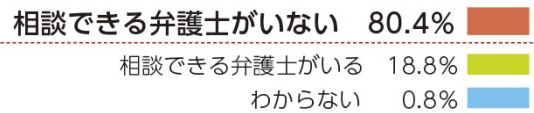
「ある」と答えた方 **約6.5人に1人**

出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」  
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護士のみ」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、  
**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

## Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」  
という方が多いのが現状です。

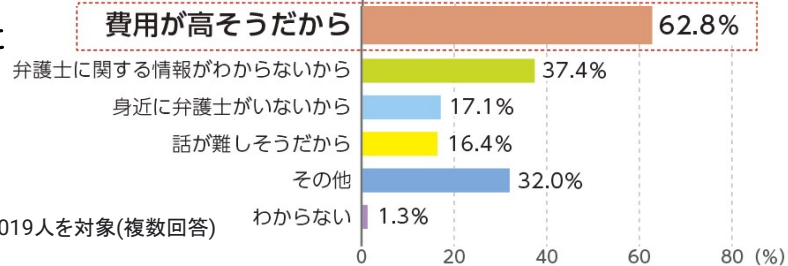


出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに  
損保ジャパンにて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

## Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と  
感じている方が約6割もいます。



出典：平成21年内閣府大臣官房政府広報室  
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護の**ちから**は

あなたの**ちから**になります！



## 1 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する  
弁護士等への委任にかかった費用

× (100% - 自己負担割合 10%)

■ 保険金額  
(保険期間1年間につき)  
通算**300万円** 限度

## 2 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する  
法律相談・書類作成にかかった費用

- 自己負担額 (免責金額) **1,000円**

■ 保険金額  
(保険期間1年間につき)  
通算**10万円** 限度

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

**!** いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

### お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**  
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額

40万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

**合計 36万9,000円をお支払い**

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

### 相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

### 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
  - (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
  - (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
  - (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
- 事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110  
(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

### ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

弁護のちからでは、電話相談サービスを無料でご利用いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの弁護のちからにご加入いただいている皆さまがご利用いただける**各種無料電話相談サービス**です。

### サービスメニュー

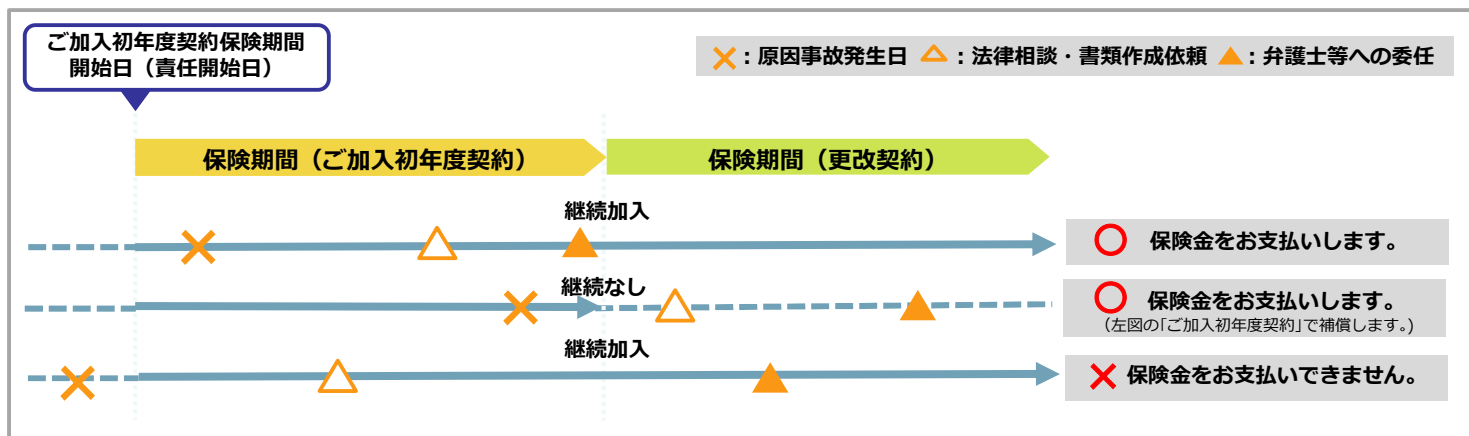
- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- こどものお悩みほっとライン
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)  
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
- (注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
- (注7) 応対者の指名はできません。
- (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただく場合があります。
- (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

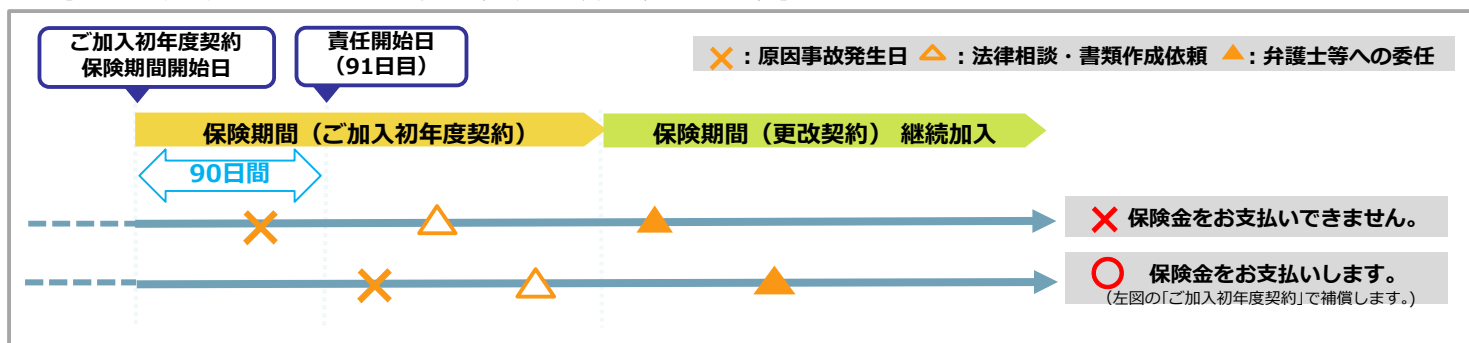
## 弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

### 【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



### 【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

## 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご入力ください。
  - ※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
  - ※ 「ご加入に際して、ご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

# ご加入条件・お手続き

## ご在職中のお取扱い

### ■加入対象者

ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 役員・従業員の皆さま

### ■被保険者

- ① ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社 役員・従業員の皆さま
- ② ①の配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹
- ③ ①と同居の親族 ※親族は6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。  
(注1)ご本人の加入有無に関わらず、ご家族だけでもご加入いただけます。  
(注2)所得補償保険(Y型)、個人賠償責任補償特約(X型・Z型)はご本人のみ加入が可能です。

### ■年齢資格 ★右表のとおりです。

新規加入の方:加入日の満年齢  
追加・変更の方:保険年度ごとの最初の加入日時時点の満年齢となります。  
(注1)個人賠償責任補償特約(X型・Z型)は、ご本人のみ加入が可能です。  
(注2)個人賠償責任(X型・Z型)、弁護士費用総合補償(V型)には年齢制限はありません。  
ただし、ご本人がA型・E型・2E型・F型のいずれかにご加入の場合のみご加入いただけます。

### ■健康状態に関する告知事項(申込画面・告知画面)に入力してください。

- 〈告知の大切さについてのご説明〉
- 告知事項はご家族の方の分を含めてご本人が事実を十分ご確認ください。
  - 告知画面はお客さま(保険の対象となる方)ご自身があるままをご入力ください。  
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
  - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。  
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

- ①健康状態に関する告知が必要な場合 ★右表のとおりです。
- ②健康状態の告知事項は、加入されるご家族の方の分を含めて、従業員本人がご確認のうえ、申込画面・告知画面にご入力願います。

### ■保険料払込方法

月払となります。加入時点(毎月1日)の翌々月の給与から控除となります。  
ただし、退職月までの保険料は最終給与にて精算します。

### ■加入限度口数

- ◆医療補償(A型・B型・C型・D型)20口まで
- ◆介護一時金支払特約(K型)3口まで
- ◆傷害補償(2E型・2G型)1口のみ
- ◆個人賠償責任補償特約(X型・XE型)か(Z型・ZE型)いずれか 1口のみ
- ◆先進医療等費用補償特約(S型)1口のみ
- ◆傷害補償(E型・F型・G型・H型)10口まで
- ◆所得補償(Y型)5口まで
- ◆弁護士費用総合補償特約(V型・VE型)1口のみ
- ◆ゴルフ補償(R1~R4型)いずれか1口のみ

### ■中途加入・変更・脱退の取扱い

- ◆中途加入…毎月1日付で中途加入が可能です。
- ◆変更・脱退…JALUX保険サービスまでお問い合わせください。

## ご退職後のお取扱い

ご在職中に1年以上継続して団体医療保険制度にご加入の場合、ご退職後も引き続き口座振替でご加入いただけます。(ご退職されてからの新規ご加入はできません。)

### ■加入者の範囲

- ◆医療補償<病気・ケガ>(AO型)(BO型)(CO型)(DO型)(SO型)  
ご退職された方(以下「ご本人」)で、ご退職時にご在職中1年以上継続して団体医療保険制度にご加入されていた方およびそのご家族はご退職後も引き続き継続してご加入いただくことができます。  
(注1)家族とはご本人の配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹をいいます。(同居・扶養の制限はありません。)  
(注2)ご本人の加入有無にかかわらず、ご家族だけでもご加入いただけます。
- ◆傷害補償<ケガ>(EO型)(FO型)(GO型)(HO型) ◆ゴルフ補償(RO1~RO4型)  
ご退職された方で、ご退職時にご在職中1年以上継続して団体医療保険制度にご加入されていた方およびその配偶者・子ども(注3)は、ご退職後も引き続き継続してご加入いただくことができます。
- (注3)配偶者のみ、子どものみもしくは配偶者と子どものみは加入はできません。 ★【年齢資格】

- ◆個人賠償責任補償特約(XO型・XEO型)(ZO型・ZEO型)・  
弁護士費用総合補償特約(VO型・VEO型)  
医療補償、傷害補償(AO型・EO型・FO型)のいずれかにご加入のご本人のみご加入いただけます。
- ◆介護一時金支払特約(KO型)  
医療補償(AO型)にご加入のご本人のみご加入いただけます。
- ◆所得補償保険(Y型)  
ご退職後はご加入いただけません。

### ■年齢資格 ★右表のとおりです。

なお、年齢は毎年1月1日(保険始期)時点の満年齢によります。

### ■保険料払込方法

一時払となります。ご指定の金融機関口座からの引き落としとなります。

### ■加入限度口数

- ◆医療補償(AO型・BO型・CO型・DO型)10口まで
- ◆傷害補償(EO型・FO型・GO型・HO型)5口まで
- ◆個人賠償責任補償特約(XO型・ZO型)1口のみ
- ◆弁護士費用総合補償特約(VO型)1口のみ
- ◆介護一時金支払特約(KO型)1口のみ
- ◆先進医療等費用補償特約(SO型)1口のみ
- ◆ゴルフ補償(RO1~RO4型)いずれか1口のみ

## ★【年齢資格】

補償(型)	新規・追加加入	継続加入
医療補償(病気・ケガ) A型・B型・C型・D型・S型	満69歳以下	満79歳以下
傷害補償E型・G型・F型・H型	満69歳以下	満79歳以下
傷害補償 2E型・2G型	<加入不可>	満15歳以上
介護一時金支払特約 K型	満69歳以下	満79歳以下
所得補償 Y型	満15歳以上 満69歳以下	満15歳以上 ※満69歳以下
個人賠償 Z型・ZE型・X型・XE型 <Z型・ZE型 新規加入不可>	セットされる型に応じて決まります。	
弁護士費用総合補償 V型・VE型		
ゴルフ補償 R1~R4型	年齢制限はありません。	

※2021年1月始期契約より70歳以上の加入ができなくなりました。

## ★【健康状態に関する告知が必要な場合】

医療補償 (病気・ケガ) A型・B型・C型 D型・S型・K型	◆新規でご加入される場合 ◆現在ご加入されている「医療補償(病気・ケガ)」の補償内容を追加・増額される場合
所得補償保険 Y型	◆新規でご加入される場合 ◆現在ご加入されている「所得補償保険」の内容を増額される場合

補償(型)	追加加入	継続加入	その他取扱い
医療補償(病気・ケガ) AO型・BO型・CO型・DO型	満69歳以下	満79歳以下	ご加入されている方(ご本人、ご家族)個々の年齢によります。
傷害補償 EO型・FO型・GO型・HO型	満69歳以下	満79歳以下	ご本人の年齢によります。配偶者の方の年齢は問いません。
介護一時金支払特約 KO型	満69歳以下	満79歳以下	
個人賠償 ZO型・ZEO型、XO型・XEO型 (ZO型・ZEO型新規加入不可)	年齢制限はありません。		ご本人のみ加入できます。
弁護士費用総合補償 VO型・VEO型			
ゴルフ補償 RO1~4型	年齢制限はありません。		

# 契約概要のご説明

## ご在職中・ご退職後共通のお取扱い

### ■保険期間

加入時点(毎月1日)午後4時から2027年1月1日午後4時までとし、以降1年ごとに更新します。

### ■加入・変更の取扱い

・新規、変更、追加加入、脱退 → **本サイトでの手続きが必要です。**

### ■自動継続の取扱い

加入者から特に申し出がないかぎり、または団体(契約者)や損保ジャパンから特に連絡のないかぎり、ご契約は満了する契約の補償内容を読み替えて前年と同等条件の補償内容で継続されます。ただし、保険料は保険始期日時点での年齢によります。(6月末の手続き完了分の内容で自動継続となります。6月末時点でお手続きが完了していない契約については申込画面の内容が変更されておりませんので、ご注意ください。)

### ■保険料・保険金の税法上の取扱い(2025年6月現在)

医療補償(病気・ケガ)の保険料… 介護医療保険料控除の対象となります。※ただし、個人賠償責任補償特約、弁護士費用総合補償特約の保険料を除きます。

所得補償の保険料 …… 介護医療保険料控除の対象となります。

傷害補償の保険料 …… 介護医療保険料控除の対象となりません

ゴルファー補償の保険料 …… 介護医療保険料控除の対象となりません

保険金の税法上の取扱いは次のとおりです。

相続税 …… 本人の死亡保険金は、生命保険金などを含め「500万円×法定相続人」までは非課税となります。

所得税(一時所得)… 家族の死亡保険金をご本人が受け取る場合には一時所得となり、所得税の対象となります。

詳しい内容につきましては、税理士にご相談ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

## 1.商品の仕組み

この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等各種特約をセット、傷害総合保険普通保険約款、所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

## 2.保険期間

●2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時までの1年間となります。

●申込締切日:2025年10月10日(金)

●中途加入・変更の場合、毎月20日までの受付分は翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年1月1日午後4時までとし、以後1年ごとに更新します。

※詳しくは、JALUX保険サービスまでご連絡ください。

## 3.引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は別途保険料表に記載しておりますので、ご確認ください。

●保険契約者:ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社

●加入対象者:ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社の役員・従業員

※退職者の方はご退職時にご在職中1年以上継続して団体医療保険制度にご加入されていた方

●被保険者:ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社の役員・従業員またはその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、および同居の親族を被保険者としてご加入いただけます。

※退職者の方はご退職時にご在職中1年以上継続して団体医療保険制度にご加入されていた方およびそのご家族

※所得補償Y型は、在職中の役員・従業員ご本人の方のみご加入いただけます。年齢資格等についてはP15をご確認ください。

※弁護士費用補償プランに加入される場合は未成年者を除きます。

※被保険者本人のみが保険の対象となります。

その他各補償の引受年齢については、ご加入条件・お手続きのページの年齢資格をご確認ください。

●保険料お支払方法:加入日(毎月1日)の翌々月の給与から控除となります。(12回払)

※ご退職後に継続加入される場合の保険料は口座引き落とし一括払(2026年3月30日)となります。

●お手続き方法 下表のとおり、本サイトでお手続きください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申し込みボタンを押下することにより、申込となります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	手続きは不要です。
	前年から条件を変更して継続加入を行う場合	本サイトの「2.被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。なお、保険金額の増額等、補償を拡大して継続する場合は告知画面への入力が必要となります。
	継続加入を行わない場合	本サイトの「2.被保険者登録・プランの選択」で脱退ボタンを押下してください。

### 【共通】

・傷害総合保険の場合、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種名や職種級別のご確認にあたっては、

【ご加入内容確認事項】(P36)をご参照ください。

※なお、保険期間の途中で職業・職種に変更が生じた場合は、JALUX保険サービスまでご連絡ください。

・ご加入に際しての内容や、本サイトの申込画面についてはJALUX保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●団体割引率

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しております。

※被保険者500名以上の場合です。被保険者が500名に満たない場合、次年度以降団体割引率が変更となり、保険料が変更となる場合があります。

※また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

## 4.中途脱退

この保険から脱退・解約される場合はJALUX保険サービスまでお問い合わせください。

## 5.満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## 医療補償(A型・B型・C型・D型・S型・K型)

### ■疾病保険特約

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金(A型)	<p>保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金日額×入院した日数</p>	
疾病手術保険金(A型)	<p>以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>② 先進医療に該当する手術(※2) ③ 放射線治療に該当する診療行為</p> <p style="text-align: center;">                     &lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍)                      &lt;外来で受けた手術の場合&gt; 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)                 </p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。                      創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥ 傷害</p> <p>⑦ 妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの</p> <p>⑨ アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
疾病退院後通院保険金(B型)	<p>保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数</p>	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

① 被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ② 被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## ■特定生活習慣病のみ補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>特定生活習慣病入院保険金 (C型)</p>	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{特定生活習慣病入院保険金の額} = \text{特定生活習慣病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}</math> </div>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">特定生活習慣病のみ補償特約</p> <p>特定生活習慣病手術保険金 (C型)</p>	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;  <math display="block">\text{特定生活習慣病手術保険金の額} = \text{特定生活習慣病入院保険金日額} \times 10(\text{倍})</math> </p> <p>&lt;外来で受けた手術の場合&gt;  <math display="block">\text{特定生活習慣病手術保険金の額} = \text{特定生活習慣病入院保険金日額} \times 5(\text{倍})</math> </p> </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。          創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、特定生活習慣病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合でそれらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失                  ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの                  ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為                  ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故                  ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)                  ⑥傷害                  ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等の支払いの対象となる場合を除きます。                  ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの                  ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など</p>
<p>特定生活習慣病退院後通院保険金 (D型)</p>	<p>保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間中に通院した場合、1回の通院責任期間につき30日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき特定生活習慣病退院後通院保険金日額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{特定生活習慣病退院後通院保険金の額} = \text{特定生活習慣病退院後通院保険金日額} \times \text{通院した日数}</math> </div> <p>また、特定生活習慣病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、特定生活習慣病退院後通院保険金をお支払いしません。</p>	

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## ■傷害保険特約

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

$$\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$$

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	<b>傷害入院保険金 (A型)</b> 保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など
	<b>傷害手術保険金 (A型)</b> 保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額＝傷害入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	<b>傷害通院保険金 (B型)</b> 保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 $\text{傷害通院保険金の額} = \text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院した日数}$ (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	
<b>先進医療等費用保険金 (S型)</b> 保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など	

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金 (K型)	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合</p> <p>(※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など</p>

### その他ご注意いただきたいこと

#### ●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	<p>該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。</p>	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

#### <補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店JALUX保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## 傷害補償(E型・2E型・F型・G型・2G型・H型)

【ご注意】2018年1月1日始期契約より、2E型と2G型の新規募集をしておりません。

### ■ケガ・オールリスク

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

#### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 ( 国内 外 補 償)	<b>死亡保険金</b> (E型・2E型) 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	<b>後遺障害保険金</b> (E型・2E型・F型) 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(4\%~100\%)}$	
	<b>入院保険金</b> (E型・2E型・F型) 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(1,000日限度)}$	
	<b>手術保険金</b> (E型・2E型・F型) 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \quad \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$	
	<b>通院保険金</b> (E型・2E型・F型) 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$	
	(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## ■交通傷害のみ

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

● 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ② 交通乗用具に搭乗中(※)の事故
- ③ 駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④ 交通乗用具の火災 など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
交通傷害 国内外補償	<b>死亡保険金</b> (G型・2G型) <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額                 </div>	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ 交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。の間)の事故 ⑪ 船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬ グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭ 被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など
	<b>後遺障害保険金</b> (G型・2G型 H型) <p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額                      × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)                 </div>	
	<b>入院保険金</b> (G型・2G型 H型) <p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)                 </div>	
	<b>手術保険金</b> (G型・2G型 H型) <p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;の手術保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)                      ② 先進医療に該当する手術(※2)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     &lt;入院中に受けた手術の場合&gt; 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍)                      &lt;外来で受けた手術の場合&gt; 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍)                 </div> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。                      創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術                      (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	
	<b>通院保険金</b> (G型・2G型 H型) <p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)                 </div> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。                      (※) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。                      (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## ゴルファー補償(R1型・R2型・R3型・R4型)

ゴルファー補償特約は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

(注1)ゴルファー補償特約では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2)保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等は お支払いの対象となりません。</p> <p>(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりま す。)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、またはこれらによる津波に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※)</p> <p>⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※)</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
身体傷害 (ケガ)	<p>死亡保険金</p> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの</p> <p>など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	<p>後遺障害保険金</p> <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	
	<p>入院保険金</p> <p>入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)</p>	
	<p>手術保険金</p> <p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりま す。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術<sup>(※1)</sup></p> <p>②先進医療に該当する手術<sup>(※2)</sup></p> <p style="text-align: center;">&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) &lt;外来で受けた手術の場合&gt;手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な修復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりま す。</p>	
	<p>通院保険金</p> <p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p style="text-align: center;">通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ用品 (注)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 <sup>(※)</sup> を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりず)。 ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れ <sup>(※)</sup> または紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
ホールインワン・アルパトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場 <sup>(※1)</sup> においてゴルフ競技 <sup>(※2)</sup> 中にホールインワンまたはアルパトロスを行った場合に、被保険者が償習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます)。 ②祝賀会費用 <sup>(※3)</sup> ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします)。 (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルパトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルパトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1)ホールインワン・アルパトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります)。 (注2)ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 <b>★ご注意ください!</b> キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルパトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎりず)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者 <sup>(※)</sup> が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など

(注) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。  
 (※1) 傷害保険の他、火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと 傷害総合保険共通

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## その他補償(Y型・X型・XE型・Z型・ZE型)

### ■所得補償

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p> <p>(Y型)</p> <p>(注)</p>	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <math display="block">\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)} \times \text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} \div \text{月数}</math> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <math display="block">\text{就業不能期間(保険金をお支払いする期間)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}</math> </div> <p>(※1) 申込画面等入力した保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2) 申込画面等に入力された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1) 対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。</p> <p>なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。</p>	<p>● 次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>④ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>など</p> <p>● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転</p> <p>など</p> <p>● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>⑧ 精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>⑨ 妊娠または出産を原因とした就業不能</p> <p>(注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります。(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。  
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店JALUX保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- 他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## ■個人賠償 【ご注意】2018年1月1日始期契約より、Z型とZE型(1億円)の新規募集をしております。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任 (注) (X型・Z型) (XE型・ZE型)</p> <p>個人賠償責任 国内 国外 補償</p>	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>・動物、植物</li> <li>・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> <li>・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>・データやプログラム等の無体物</li> <li>・漁具</li> <li>・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物</li> <li>・不動産</li> </ul> <p>など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的故障</li> <li>・置き忘れ(※2)または紛失</li> <li>・詐欺または横領</li> <li>・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</li> <li>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</li> </ul> <p>など</p> <p>(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p> <p>(※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

# 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

## ■弁護士費用総合補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）</p> <p>弁護士費用 + 法律相談・書類作成費用保険金</p>	<p>被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル<sup>(※1)</sup>について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>被害事故に関するトラブル</b> ケガを負わされた、財物を壊された、盗取<sup>(※2)</sup>にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。</li> <li><b>借地または借家に関するトラブル</b> 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。</li> <li><b>離婚調停に関するトラブル</b> 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。（注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。（注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</li> <li><b>遺産分割調停に関するトラブル</b> 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求<sup>(※3)</sup>における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。（注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。</li> <li><b>人格権侵害に関するトラブル</b> 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。（注）警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="300 1160 1038 1630"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用保険金</td> <td>                     弁護士等への委任<sup>(※4)</sup>によりトラブルを解決するために要する報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。  <math display="block">\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)</math> </td> </tr> <tr> <td>法律相談・書類作成費用保険金</td> <td>                     弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用<sup>(※4)</sup>の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。  <math display="block">\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}</math> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。                      ① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額                      ② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額                      (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。                      (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりです。                      (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。                      (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。</p>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$	<p><b>【全トラブルに共通の事由】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 故意、重大な過失または契約違反</li> <li>② 自殺行為<sup>(※)</sup>、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用</li> <li>④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑥ 国または公共団体の強制執行または即時強制</li> <li>⑦ 財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。</li> <li>⑧ 被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル</li> <li>⑨ 主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由</li> <li>⑩ 債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。</li> <li>⑪ 保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など</li> </ol> <p>(※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。</p> <p><b>【各トラブル固有の事由】</b></p> <p><b>左記1に該当する場合</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑫ 自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル</li> <li>⑬ 医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防</li> <li>⑭ あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等</li> <li>⑮ 薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示</li> <li>⑯ 身体美容または整形</li> </ol> <p><b>左記1・2・5に該当する場合</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑰ 被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由</li> </ol> <p><b>左記1・5に該当する場合</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑰ 環境汚染</li> <li>⑱ 環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由</li> <li>⑳ 騒音、振動、悪臭、日照不足等</li> <li>㉑ 電磁波障害</li> </ol> <p><b>左記3に該当する場合</b></p> <p>≡ 被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル</p> <p>など</p>
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 <sup>(※4)</sup> によりトラブルを解決するために要する報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 <sup>(※4)</sup> の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額 } 1,000\text{円}$							

(注) 補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。 28

# 用語のご説明

用語	用語の定義
【疾病(病気)】	傷害以外の身体の障害をいいます。
【傷害(ケガ)】	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【通院責任期間(疾病)】	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
【1回の入院(疾病)】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるもの)にかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【疾病(病気)】	傷害以外の身体の障害をいいます。
【支払対象外期間】	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である申込画面等入力の間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありませぬ。
【就業不能】	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、申込画面等入力の間(日数)に就業不能の状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、申込画面等入力の間(日数)に就業不能の状態をいいます。
【就業不能期間(保険金をお支払いする期間)】	対象期間内における被保険者の就業不能の間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の間(日数)に4日を加えた日数をいいます。

# 用語のご説明

用語		用語の定義												
【所得補償（続き）】	【傷害(ケガ)】	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。												
	【所得】	申込画面入力の際の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。												
	【身体障害】	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。												
	【身体障害を被った時】	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。												
	【対象期間】	支払対象外期間終了日の翌日から起算し申込画面入力の間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して申込画面等入力の期間をいいます。												
	【入院】	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。												
【平均月間所得額】	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。													
【弁護士費用総合補償】	【原因事故】	<p>トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生時												
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時												
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)												
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時												
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
【財物】	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。													
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。													
【調停等】	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。													
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。													
【弁護士等】	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。													
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。													

# 用語のご説明

用語	用語の定義
【ゴルフ場】	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
【ゴルフ場敷地内】	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
【ゴルフ用品】	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
【目撃】	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【傷害(ケガ)】	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

# ご加入に際して特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】

## 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

## 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

### 【医療補償】

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
    - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知画面にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知画面にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
    - ★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
      - \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
      - \*告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
      - \*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています
  - ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。  
また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。  
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
  - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。  
ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
  - 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
    - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
    - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
  - 告知画面で、告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
  - ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
  - 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。  
なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。  
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。  
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。  
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

### 【傷害補償、ゴルファー補償】

- ご加入の際は、申込画面等の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。  
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。  
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
  - ★被保険者の職業または職務(ケガオールリスクの場合)
  - ★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- \*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- \*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 【弁護士費用総合補償特約】

- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

# ご加入に際して特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】(続き)

## 【所得補償】

- ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面・告知画面にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態  
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知画面にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知画面にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
- ★他の保険契約等(※)の加入状況  
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています

- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。
- また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。
- ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知画面で、告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。
- なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

## 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

### 【共通】

- 申込画面等入力住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎり、解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。(所得補償を除きます。)

### 【傷害補償 ケガオールリスク】

- 申込画面等入力職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害補償ケガオールリスクでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。
- このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。
- ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

# ご加入に際して特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】(続き)

## 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)〈続き〉

### 【所得補償】

- 申込画面等入力の際の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
  - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
  - ・追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
  - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
  - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響があった場合
  - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
  - ③ 申込画面等に入力された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
  - ④ 他の保険契約等がある場合

### 【ゴルフ補償】

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
  - (注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

## 4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の2025年1月1日午後4時に始まり、中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は、受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)の午後4時に保険責任が始まります。

### 【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合、ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合、事故が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日・所得補償の場合は就業不能が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

### 【弁護士費用総合補償特約】

- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

### 【個人賠償責任補償】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
  - (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
    - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
    - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

### 【ゴルフ補償】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
  - (注)ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
    - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
    - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。
- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。
  1. 証明書
    - 同伴競技者1名<sup>(※1)</sup>、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名<sup>(※2)</sup>およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
  2. 費用支払を証明する書類
  3. アテスト済のスコアカード(写)その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
  - (※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
  - (※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
    - ① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員<sup>(※3)</sup>
    - ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
    - ③ 同伴競技者以外の第三者<sup>(※4)</sup>が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
    - ④ ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なおもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎりず)
  - (※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
  - (※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工業者をいいます。

### 【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

### 【所得補償】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合には被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

# ご加入に際して特にご注意いただきたいこと【注意喚起情報のご説明】(続き)

## 5. 事故がおきた場合の取扱い<続き>

【共通】

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類	など
③	就業不能の程度、傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 ④ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書	など など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収証、承諾書	など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するため書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度(身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度、事故の内容またはケガの程度)等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

(注3) 所得補償にご加入の方で就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。

その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。

また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本サイトの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

【傷害補償、ゴルファー補償】

- ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【所得補償】

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額されることがあります。

#### 【医療補償・所得補償】

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

#### 【傷害補償、ゴルフ補償】

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

### 9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、申込人(加入者)および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、本サイトに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約  保険金額  
 保険期間  保険料、保険料払込方法  満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。  
 本サイトに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害補償(ケガ・オールリスク)プランにご加入の方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1. オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2. プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【所得補償にご加入の方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。  
 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【ホールインワン・アルパトロス費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみ、ご確認ください】

- 「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。  
 【注意事項】 ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)について

■ JALUX保険サービスおよび損保ジャパンの連絡先は以下のお問い合わせ先に記載しておりますのでご参照ください。

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

[ナビダイヤル]0570-022808 <通話料有料>

受付時間 平日:午前9時15分から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sompo.or.jp/>)

■ 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、JALUX保険サービスまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

その他

■ JALUX保険サービスは引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、JALUX保険サービスとご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■ このサイトは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 「申込画面・告知画面」加入者控および加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

お問い合わせ先

取扱代理店 株式会社JALUX保険サービス

〒140-0002 東京都品川区東品川2-3-14 東京フロントテラス18F

TEL:0120-21-8011(ガイダンスの後に4をご選択ください。) FAX:03-5460-7221

受付時間: 月曜日~金曜日 午前9時から午後7時

土曜日 午前9時から午後6時

日曜・祝日 休み

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 神奈川支店 厚木支社

〒243-0432 神奈川県海老名市中央2-9-50海老名プライムタワー18F

TEL:050-3808-6058 FAX:046-234-2050

受付時間: 平日 午前9時から午後5時まで